

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍における原油価格、電気料金および物価の高騰等に直面する事業者が行う特産品の開発または改良ならびに米原市ふるさと納税返礼品の生産強化および返礼品の情報発信等を支援するため、その必要な経費に対して予算の範囲内において米原市ふるさと納税特産品開発等事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、米原市補助金等交付規則（平成17年米原市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特産品 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定に基づき、第1号寄附金の募集の適正な実施に係る基準並びに物品又は役務に類するもの、返礼品等の調査に要する費用の額の算定の方法及び返礼品等の基準（平成31年総務省告示第179号）第5条第1号から第9号までのいずれかに該当し、本市の魅力の発信につながると市長が認めるものをいう。
- (2) 米原市ふるさと納税 地方税法第37条の2第1項第1号および第314条の7第1項第1号に規定する寄付金のうち、本市に対する寄付金をいう。
- (3) 返礼品 米原市ふるさと納税をした寄付者に提供する特産品であって、市長が別に定める基準を満たしたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所または活動拠点を有している事業者のうち次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 本事業を活用して開発または改良された特産品を米原市ふるさと納税の返礼品として登録すること。
- (2) 市税等に滞納がないこと。ただし、市税等の徴収猶予を受けている場合は、この限りでない。
- (3) 米原市暴力団排除条例（平成23年米原市条例第36号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または同条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員

と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は次の各号に掲げる事業とし、これらの事業のうち1つに限るものとする。

- (1) 特産品を新たに開発し、または改良する事業
- (2) 既存の製品またはサービスを改良し、特産品とする事業
- (3) 返礼品の生産強化を図る事業
- (4) 返礼品のパッケージの改良を図る事業
- (5) 返礼品の情報発信の強化を図る事業

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率および補助上限額は、別表のとおりとする。ただし、補助対象経費は、次の各号に掲げる区分のうち1つに限るものとし、国、県および市または他の団体等から補助金の交付を受ける経費は、補助対象経費としない。

- (1) 機器等の購入に要する経費
- (2) パッケージ開発等に要する経費
- (3) 情報発信の強化に要する経費

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第5条第1項に規定する補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) ふるさと納税の返礼品として登録することに関する誓約書（様式第3号）（第4条第1号または第2号に掲げる補助対象事業を行う者に限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更交付申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、ふるさと納税特産品開発等事業費補助金変更交付申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、

必要な条件を付して承認し、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第15条に規定する補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第1号)
- (2) 収支決算書(様式第2号)
- (3) 完成写真
- (4) 事業に要した経費の内容が分かる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第5条関係)

補助対象経費	内容	補助率(補助上限額)
機器等の購入に要する経費	特産品の開発もしくは改良または米原市ふるさと納税返礼品の生産強化に必要な機器等の購入に要する費用	補助対象経費の3分の2以内 (補助上限額 20万円)
パッケージ開発等に要する経費	包装や梱包の開発または改良に要する経費(人件費を除く。)	補助対象経費の3分の2以内 (補助上限額 10万円)
情報発信の強化に要する経費	返礼品や返礼品の生産者を紹介するホームページの構築、パンフレ	補助対象経費の3分の2以内 (補助上限額 10万円)

	ット類の制作等に要する費用（人件費を除く。）	
--	------------------------	--

事業計画（報告）書

申請者	
事業所等の所在地	
業種等	【業種および主な業務内容】
従業員数	人
補助対象事業	<input type="checkbox"/> 特産品を新たに開発し、または改良する事業 <input type="checkbox"/> 既存の製品またはサービスを改良し、特産品とする事業 <input type="checkbox"/> 返礼品の生産強化を図る事業 <input type="checkbox"/> 返礼品のパッケージの改良を図る事業 <input type="checkbox"/> 返礼品の情報発信の強化を図る事業
補助対象経費の区分	<input type="checkbox"/> 機器等の購入に要する経費 <input type="checkbox"/> パッケージ開発等に要する経費 <input type="checkbox"/> 情報発信の強化に要する経費
詳細な事業内容	
特産品（返礼品）の内容	商品名
	提供価格（税込み）
	内容
	賞味・消費・使用期限
	原材料・成分
	商品説明
	商品取扱い上の注意事項
	発送期間の設定（季節限定・通年対応可能）
発送種別（常温・冷蔵・冷凍）	
1日当たりの提供可能予定数	

様式第2号（第6条、第8条関係）

収支予算（決算）書

収入の部

（単位：円）

区分	予算（決算）額	積算内訳
市補助金		
合計		

支出の部

（単位：円）

区分	予算（決算）額	積算内訳
補助対象経費		
	補助対象経費 小計	
補助対象外経費		
	補助対象外経費 小計	
合計		

様式第3号（第6条関係）

米原市ふるさと納税の返礼品として登録することに関する誓約書

米原市ふるさと納税特産品開発等事業費補助金を活用して開発または改良する特産品について、米原市ふるさと納税の返礼品として登録することを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

※この様式は、米原市ふるさと納税特産品開発等事業費補助金交付要綱第4条第1号または第2号に掲げる事業を行う場合に提出すること。

様式第4号（第7条関係）

米原市ふるさと納税特産品開発等事業費補助金変更交付申請書

年 月 日

米 原 市 長 様

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた米原市ふるさと納税特産品開発等事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、米原市ふるさと納税特産品開発等事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1 変更内容

- 事業計画の変更【添付書類：変更後の事業計画書（様式第1号）】
- 収支予算の変更【添付書類：変更後の収支予算書（様式第2号）】
- その他の変更【添付書類：変更内容が分かる書類】

2 変更理由